

## 令和2年度やまがた健康づくりステーション創設支援事業費補助金交付要綱

### (交付の目的)

第1条 知事は、健康長寿日本一の実現を目指した取組みの一つとして、自主的・主体的に健康づくりに取り組むことができる拠点の創出に対する支援を行うことにより、幅広い年齢層に対する健康意識の底上げを図るとともに、健康づくりを促す場としての「やまがた健康づくりステーション」の設置を支援するため、山形県補助金等の適正化に関する規則（昭和35年8月県規則第59号。以下「規則」という。）及びこの要綱の定めるところにより、予算の範囲内で補助金を交付する。

### (補助対象事業)

第2条 この補助金の交付の対象となる事業（以下「補助事業」という。）は、令和2年度やまがた健康づくりステーション創設支援事業募集要項（以下「募集要項」という。）に基づき採択された事業とする。

### (補助対象経費)

第3条 補助の対象となる経費（以下「補助対象経費」という。）は、別表1の左欄に掲げる経費（ただし、補助事業に要する経費のうち募集要項2の（2）に定める事業内容以外の活動（将棋、パソコン教室、フラワーアレンジメント、栄養教室にあたらぬ料理教室など）に要する経費を除く。）とし、その内容は別表2に定めるところとする。

### (補助金の額)

第4条 補助金の額は、補助対象経費の実支出額（その額に1,000円未満の端数があるときは、これを切り捨てた額）又は別表1の右欄に定める補助基準額のいずれか低い額とする。

### (交付申請)

第5条 補助金の交付を受けようとする者は、知事が別に定める日までに、規則第5条の規定による補助金等交付申請書に次の必要書類を添付し、健康づくりステーションが所在する市町村を經由して知事に申請しなければならない。

- (1) 事業計画書（別記様式第1号）
- (2) 収支予算（見込み）書（別記様式第2号）
- (3) その他知事が必要と認める書類

2 補助金の交付を受けようとする者は、前項の補助金の交付の申請に当たって、当該補助金に係る消費税及び地方消費税に係る仕入れ控除税額（補助対象経費に含まれる消費税及び地方消費税相当額のうち、消費税法（昭和63年法律第108号）の規定により仕入れに係る消費税額として控除できる部分の金額及び当該金額に地方税法（昭和25年法律第226号）の規定による地方消費税の税率を乗じて得た金額の合

計額に補助率を乗じて得た金額をいう。以下同じ。)を減額して交付申請しなければならない。ただし、申請時において当該消費税及び地方消費税に係る仕入れ控除税額が明らかでないものについては、この限りでない。

- 3 市町村長は、第1項の申請を受け付けたときは、意見を付して知事に提出するものとする。

#### (交付決定の通知)

第6条 知事は前条の規定により補助金交付申請書の提出があったときは、その内容を審査し、適正と認めるときは、補助金の交付決定を行い、当該補助事業者に通知するものとする。

- 2 知事は、前項による交付決定に当たっては、前条第2項により補助金に係る消費税及び地方消費税に係る仕入れ控除税額について減額して交付申請がなされたものについては、これを審査し、適当と認めたときは、当該消費税及び地方消費税に係る仕入れ控除税額を減額するものとする。
- 3 知事は、前条第2項ただし書による交付の申請がなされたものについては、補助金に係る消費税及び地方消費税に係る仕入れ控除税額について、補助金の額の確定において減額を行うこととし、その旨を条件に付して交付決定を行うものとする。

#### (交付の条件)

第7条 規則第7条第1項第1号イに規定する軽微な変更は、補助対象経費の総額の20%を超える増減以外の変更とする。

- 2 規則第7条第1項第1号の規定により知事の承認を受けようとするときは、補助事業計画変更承認申請書(別記様式第3号)を知事に提出しなければならない。

#### (補助事業の中止又は廃止)

第8条 規則第7条第1項第1号の規定により、補助事業の中止又は廃止について知事の承認を受けようとするときは、その理由を記載した補助事業中止(廃止)承認申請書(別記様式第4号)を知事に提出しなければならない。

#### (補助事業が予定期間内に完了しない場合等の報告)

第9条 補助事業が予定期間内に完了しないと見込まれる場合又は補助事業の遂行が困難となった場合は、規則第7条第1項第2号の規定により、その理由を記載した補助事業遂行状況報告書(別記様式第5号)を知事に提出し指示を受けなければならない。

#### (補助事業等状況報告)

第10条 地域密着型やまがた健康づくりステーションの補助を受けた者は、規則第12条の規定に基づく補助事業等状況報告書(別記様式第6号)を、令和2年11月末現在の状況を記載して、同年12月11日までに知事に提出しなければならない。

(補助事業実績報告)

第 11 条 規則第 14 条の規定による補助金等実績報告書（規則別記様式第 2 号）の提出期限は、補助事業完了後 30 日を経過する日又は令和 3 年 3 月 8 日のいずれか早い日とし、添付すべき書類は、次のとおりとする。

- (1) 事業実績書（別記様式第 1 号）
- (2) 収支決算（見込み）書（別記様式第 2 号）
- (3) その他知事が必要と認める書類

2 補助事業者は、実績報告書の提出に当たり、第 5 条第 2 項ただし書の、補助金に係る消費税及び地方消費税に係る仕入れ控除税額が明らかになった場合には、当該消費税及び地方消費税に係る仕入れ控除税額を減額して報告しなければならない。

(仕入れに係る消費税相当額の確定に伴う補助金の返還)

第 12 条 補助事業者は、実績報告書を提出した後において、消費税及び地方消費税の申告により当該補助金に係る消費税及び地方消費税に係る仕入れ控除税額が確定した場合には、その金額（実績報告の規定により減額した補助事業者については、その金額が減じた額を上回る部分の金額）を別記様式第 7 号により速やかに知事に報告しなければならない。

2 知事は、前項の報告があった場合には、当該補助金に係る仕入れに係る消費税相当額の全部又は一部の返還を命ずるものとする。

(概算払い)

第 13 条 補助金は、交付すべき補助金の額が確定した後に支払うものとする。ただし、知事が必要と認めるときは、補助金の交付決定の後に、概算払をすることがある。

2 補助事業者は、補助金の概算払を受けようとするときは、補助金概算払請求書（別記様式第 8 号）に概算払を必要とする資金計画書（別記様式第 9 号）を添付して、知事に提出しなければならない。

(帳簿の備付等)

第 14 条 補助事業者は、補助事業に係る収入及び支出の帳簿並びに証拠書類を整備し、当該補助事業の終了の年度の翌年度から起算して 5 年間保管しなければならない。

(財産の管理)

第 15 条 補助事業によって取得し、又は効用を増加させた財産（以下「取得財産」という。）について、補助事業の完了後も、取得財産等管理台帳（別記様式第 10 号）を備え、その保管状況を明らかにし、善良な管理者の注意をもって管理するとともに、補助金交付の目的に従って、その効率的運用を図らなければならない。

(財産処分の制限等)

第 16 条 取得財産のうち規則第 22 条第 2 号の規定により知事が指定する財産は、取得価格又は効用の増加額が 1 件 50 万円以上の機械及び器具とする。

2 規則第 22 条の規定により知事の承認を受けようとするときは、財産処分承認申請書（別記様式第 11 号）に理由書を添えて知事に提出しなければならない。

3 知事は、前項の承認をする場合、交付した補助金の全部又は一部に相当する金額を県に納付させることができるものとする。

4 規則第 22 条ただし書の規定により知事が定める期間は、減価償却資産の耐用年数等に関する省令（昭和 40 年大蔵省令第 15 号）に定める耐用年数を経過するまでの期間とする。

#### 附 則

この要綱は、令和 2 年 7 月 31 日から施行する。

別表 1

補助対象経費	補助基準額
謝金、旅費、食糧費、消耗品費、印刷製本費、光熱水費、役務費、使用料及び賃借料、備品購入費	20万円

※ 本事業の『広域集客型』又は『地域密着型』で過去に補助を受けた企業・団体等は応募できないものとする。

※ 運営において、利用者から徴収する実費相当の利用料については、補助対象経費から控除しない。

別表 2 (補助対象経費の内容)

費 目	経費の内容
謝金	講師 (申請団体から給料等の支払いを受けている者を除く) への謝礼等
旅費	講師 (申請団体から給料等の支払いを受けている者を除く) の交通費、活動旅費等
需用費	
食糧費	外部講師への昼食代等、茶菓代等 (※利用者への茶菓代については、経費の 10%を超えないこと)
消耗品費	消耗品、各種用具及び各測定器 (活動量計など) の購入費、栄養教室等の材料費等
印刷製本費	チラシ等の印刷及び製本費
光熱水費	電気・水道・ガス使用料、冷暖房費等
役務費	通信運搬費、広告料、手数料、保険料等
使用料及び賃借料	会議室等の使用料及び車両等の借り上げ料等
備品購入費	施設整備に伴う備品購入費等 (※経費の 30%を超えないこと)

令和2年度やまがた健康づくりステーション創設支援事業

事業計画書（又は事業実績書）

1	拠点又は事業名称（予定）				
2	実施場所		〔 住所及び地区公民館等の施設であれば、施設名称も記入してください。 〕		
3	事業対象地区		〔 〇〇市〇〇地区等具体的に記入してください。 〕		
4	事業概要		〔 目的や対象者等事業の概要を記入してください。 〕		
5	運営内容		中心となるメンバーの人数 _____ 人		
	利用する既存施設	〔 該当する番号に○をつけてください 〕 1 自治公民館や集会所等      2 市町村設置の公民館等 3 空家      4 その他（ _____ ）			
	他の補助金受給の有無	この事業で他の補助金を受けて（申請して） <input type="checkbox"/> いる <input type="checkbox"/> いない			
6	スケジュール		〔 開設準備から事業実施のスケジュールを記入してください 〕		
	事業完了（予定）年月日		_____ 年 _____ 月 _____ 日		
7	① 定期的な運動	開催頻度	_____	1回の参加見込み人数 _____ 人	
		具体的な内容	_____		
	② 関する栄養に教室	開催頻度	_____	1回の参加見込み人数 _____ 人	
		具体的な内容	_____	市町村と連携したい内容 _____	
	③ その他の事業	実施内容	(1) _____	(2) _____	(3) _____
		実施時期及び回数	_____	_____	_____
市町村と連携したい内容		_____	_____	_____	
新型コロナウイルス感染予防対策	具体的な対応策 _____				
8	その他		〔 今後の事業展開、所在市町村との連携方法、課題等を記入してください。 〕		

添付書類

- ① 補助対象経費及び補助金交付申請額及び経費の配分（別紙1）

## 収支予算（又は決算）（見込み）書

### 1 収 入

項 目	金 額	備 考
県補助金		
自己資金		
その他収入		
計		
(控除対象外) 実費程度の 利用料収入		

### 2 支 出

項 目	金 額	備 考
計		



(別紙 1) 補助対象経費及び補助金交付申請額及び経費の配分

1 補助対象経費及び補助金交付申請額

(単位：千円)

区 分	補助基準額 (A)	補助対象経費 の実支出額 (B)	補助基本額 (C) (A 又は B のいづ れか低い額)	補助金 所要額 (D=C)	消費税及び地 方消費税に係 る仕入控除税 額(E)	補助金額 (F=C-E)
地域密着型 運営費	200					

(別紙1) 補助対象経費及び補助金交付申請額及び経費の配分

2 経費の配分

(単位：円)

経費区分	補助対象経費	
	金額	積算内訳 (内容、算式、金額等)
人件費		
謝 金		
旅 費		
需用費		
役務費		
委託料		
使用料及び賃借料		
工事請負費		
備品購入費		
負担金		
その他		
合 計		
補助対象経費(B)		

(注1) 「補助対象経費 (B)」欄の金額は、千円未満切捨て額とすること。

(注2) 事業実績書提出時には、領収書又は契約書等の支払いが分かる書類、写真等の写しなどを添付すること。

年 月 日

山形県知事 氏 名 殿

申請者

印

令和2年度やまがた健康づくりステーション創設支援事業計画変更承認申請書

令和 年 月 日付け 第 号をもって交付決定の通知があった標記補助事業について、下記のとおり事業計画を変更し（、補助金〇〇円の追加交付（減額承認）を受け）たいので、山形県補助金等の適正化に関する規則第7条第1項第1号の規定により承認されるよう関係書類を添付して申請します。

記

変更の理由

(注) 関係書類は、別記様式第1号及び第2号に準じて作成したものとし、変更前と変更後を比較対照できるよう二段書きし、変更前を上段に括弧書きしたものであること。

別記様式第4号

年 月 日

山形県知事 氏 名 殿

申請者

印

令和2年度やまがた健康づくりステーション創設支援事業中止（廃止）承認申請書

令和 年 月 日付け 第 号をもって補助金の交付の決定の通知があった標記補助事業について、下記の理由により事業を中止（廃止）したいので、山形県補助金等の適正化に関する規則第7条第1項第1号の規定により承認されるよう申請します。

記

中止（廃止）の理由

山形県知事 氏 名 殿

印

令和2年度やまがた健康づくりステーション創設支援事業遂行状況報告書

山形県補助金等の適正化に関する規則第7条第1項第2号の規定により、補助事業の遂行状況について指示を受けたいので、下記のとおり補助事業遂行状況を報告します。

記

- 1 予定の期間内に完了しない又は遂行が困難となった理由
- 2 遂行状況

山形県知事 氏 名 殿

申請者 団体名

住 所

代表者職氏名



令和2年度やまがた健康づくりステーション創設支援事業実施状況報告書

令和 年 月 日付け 第 号をもって交付決定の通知があった標記補助事業について、山形県補助金等の適正化に関する規則第12条の規定により、その状況を下記の通り報告します。

記

1 実施する事業		
2 補助金の額	交付決定額	円
	11/30 までの支出済額	円
3 実施状況	※ 11/30 まで実施した内容を箇条書きで簡潔に記入してください。	

山形県知事 氏 名 殿

印

令和2年度消費税額及び地方消費税額の確定に伴う報告書

令和2年度やまがた健康づくりステーション創設支援事業費補助金交付要綱第12条第1項の規定により、下記のとおり報告します。

記

- |  |   |
|--|---|
| 1 補助金額（知事が確定通知書により通知した額）                       | 円 |
| 2 補助金の確定時における消費税額及び地方消費税額に係る仕入れ控除税額            | 円 |
| 3 消費税額及び地方消費税額の確定に伴う補助金に係る消費税及び地方消費税に係る仕入れ控除税額 | 円 |
| 4 補助金返還相当額（3－2）                                | 円 |

（注）別紙として積算の内訳を添付すること。

山形県知事 氏 名 殿

印

令和2年度やまがた健康づくりステーション創設支援事業費補助金概算払請求書

令和 年 月 日付け 第 号をもって交付決定の通知があった標記補助金について、下記のとおり交付されるよう請求します。

記

請求額 金 \_\_\_\_\_ 円

<参考>

項 目	金 額
既交付決定額	円
既受領額	円
今回請求額	円
補助金残額	円



令和2年度やまがた健康づくりステーション創設支援事業資金計画書

1 資金計画

(単位：円)

NO.	区 分											計
		8月	9月	10月	11月	12月	1月	2月	3月	4月	5月	
1												0
2												0
	計	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0

支払い予定(実績)額	A	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
収入及び自己負担予定額	B										0
前回概算払請求額	C										
概算払請求額	$D \leq A - B - C$										0
精算払予定額	$E = A - B - D$										0

- ※1 資金計画は、概算払請求の都度見直し(請求が2回目以降の場合は前回までの収支実績額を反映)したものとすること。
- ※2 上表の「支払い予定(実績)額」は、月毎の経費の支払いに充てる予定額を記載すること。
- ※3 「収入及び自己負担予定額 B」は、当該事業に係る補助金を除く、その他の収入及び補助事業者負担額の予定額を記載すること。  
なお、補助金以外の収入等がない場合は、この欄の記載は不要である。
- ※4 「概算払請求額 D」は、支払い予定額又は収支差額(A-B)の範囲内とし、「前回概算払請求額 C」がある場合は、当該残高を考慮すること。

2 概算払を必要とする理由

取得財産等管理台帳

補助事業者名 \_\_\_\_\_

財産名	規格 (型式)	単価 (円)	数量	金額 (円)	取得年月日	耐用 年数 (年)	保管場所	補助金額 (円)	備考

(注1) 対象となる取得財産等は、不動産及びその従物のほか、取得価格又は効用の増加額が1件50万円以上の機械及び器具とする。

(注2) 取得年月日は、検収年月日を記入すること。

山形県知事 氏 名 殿

印

財産処分承認申請書

令和 年 月 日付け 第 号により交付決定の通知のあった令和 2 年度や  
まがた健康づくりステーション創設支援事業により取得した財産を下記のとおり処分した  
いので、同補助金交付要綱第 16 条第 2 項の規定により、承認されるよう申請します。

記

- 1 取得した財産の種類・名称
- 2 取得年月日
- 3 取得価格及び時価
- 4 処分の理由
- 5 処分の方法